

## 鳥取県告示第 118 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字御机字本谷706の1から706の3まで、706の5から706の7まで、707の1、707の9、707の10、707の12から707の45まで、707の47から707の49まで、字瓜菜沢708の2、字鏡ヶ成709の4、709の5、709の55、709の57、字木谷838の1、838の3、838の5、838の7、838の8、838の15、字奥長尾839、大字俣野字篠谷尻3の1、4の1、字篠谷尻向5の1、字門畑ヶ上エ2286、2288、字元誥畑平2330の1、2332、2333、字大峠2335、字愛宕山2336、字鉄穴平2557、2558、2561の1、2561の5、2561の6、2563の1、字堤原2564の1、字切詰山2572の2、字ウレ石谷日南2736の1、2736の2、2736の6から2736の17まで、2736の19から2736の21まで、2741、字熊野山3291

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)